建築基準法の改正に伴う建築確認申請へのお願い

（株）千葉県建築住宅センター

建築基準法の改正に伴い、施行日（令和７年４月１日）前後は申請や交付等の事務が混雑することが予想されます。

つきましては、施行日前後の取り扱いについて、下記のとおり対応させていただきます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

		消防同意又は構造審査を伴うもの	申請期限の目安	申請書式	備考
1	３月31 日（月）までに確認済証の交付を希望（３月中着工）	有り	２月28日(金)	現行書式	
		無し	３月14日(金)		
2	３月31日（月）までに確認済証の交付を希望（４月以降着工）	有り	２月28日(金)	現行書式	完了検査までに改正法への適合を確認するため、追加の審査が必要になります。 構造審査及び省エネ適合審査については、着工までに対応して下さい。
		無し	３月14日(金)		
3	４月上旬に確認済証の交付を希望	有り	３月 ５日（水）	改正書式	３ 月中に申請の場合は事前審査扱いとし、引受日は４月１日以降となります。
		無し	３月19日(水)		

※ 改正法適用の基準時は「工事着工日」になります。